

厚生労働省発職高第 0330001 号

労働政策審議会

会長 菅野 和夫 殿

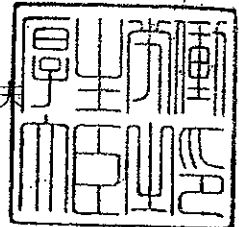
厚生労働省設置法第9条第1項第4号の規定に基づき、下記の事項について、
貴会の意見を求める。

記

別紙「高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案要綱」につ
いて、貴会の意見を求める。

平成19年3月30日

厚生労働大臣 柳 澤 伯 夫



高年齢者等職業安定対策基本方針の一部を改正する告示案要綱

第一 高年齢者の雇用の機会の増大の目標に関する事項の内容の追加

六十五歳までの雇用の確保を目標としつつ、意欲と能力がある限り年齢にかかわらず働き続けることができる社会を実現するための施策に取り組むことを追加すること。（指針第二関係）

第二 その他高年齢者等の職業の安定を図るための施策の基本となるべき事項の内容として年齢にかかわらず働き続けることができる社会の実現に向けた取組の追加（指針第四の三関係）

一 都道府県労働局及び公共職業安定所において、機構との密接な連携を図りつつ、各企業に対する必要な支援に積極的に取り組むこと。

二 機構その他の関係団体において、「七十歳まで働ける企業」の普及及び促進を図るため、事業主への啓発など必要な取組を進めること。